

○鳥取県立夢みなとタワー管理規則

平成10年3月24日
鳥取県規則第13号

鳥取県立夢みなとタワー管理規則をここに公布する。

鳥取県立夢みなとタワー管理規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(平成9年12月鳥取県条例第25号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワー(以下「タワー」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(施設設備のき損等の届出)

第2条 タワーの施設設備若しくは展示物をき損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平17規則95・旧第4条繰上・一部改正)

(行為の制限)

第3条 条例第6条第1項第5号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、タワーの管理上支障のないものとして指定管理者が認める場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと。

(平17規則95・追加)

附 則

この規則は、平成10年5月15日から施行する。

附 則(平成11年規則第73号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成12年規則第22号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第93号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第39号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第72号)

この規則は、平成13年12月15日から施行する。

附 則(平成15年規則第47号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第95号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。